

## ※公立保育所の活動・行事の取り入れ方についての参考資料

新型コロナウイルス感染症予防に配慮した活動、行事の取り入れ方について

### 1 水遊び・シャワーについて

- ・水遊びはたらいを多く用意し、少人数で活動する等 3 密を避ける工夫を講じた上で実施可能とする。
- ・シャワーは順番を待つ場合、距離をあけて並べるよう目印をつける等し、シャワー後の着替え時も 3 密にならないよう場所を設定する等工夫する。
- ・少人数・時間差で実施のため人員配置が難しく、安全の確保ができない場合は行わない。
- ・家庭から個人用の汗拭きタオルを用意してもらい、こまめに汗を拭くよう配慮する。
- ・しゃぼん玉等息を吹いて飛ばしたりする活動は不可とする。

### 2 食事について

- ・3 歳以上児は仕切りを活用する。
- ・机の配置はできるだけ向かい合わないようにする。
- ・机を多めに配置し、同じ方向で座る、時間差で食事をする。
- ・配膳は職員が行う。
- ・児童が下膳を行う場合は、密集しないように工夫する。

### 3 水分補給について(3 歳以上児)

- ・水道の蛇口から直接水分補給を行わず、コップを使用する。
- ・活動中や衛生管理上個人のコップの使用が難しい場合は、紙コップを使用する。

### 4 歯磨きについて

- ・歯磨きの実施は嘱託歯科医と相談の上、決定する。  
\*実施にあたっては嘱託歯科医の助言及び下記の事項に留意し行う。

- ・歯ブラシ同士の接触を避ける。
- ・一斉に行わない。
- ・保護者の意向を受け入れる。

### 5 子どもの手洗いについて

- ・活動内容に合わせてこまめな手洗いを実施する。

### 6 行事について

- ・お祭り・保護者は参加せず、児童と活動の中で実施可能。一斉でなく、クラス単位等 3 密を避ける方法で行う。
- ・運動会・保護者の参加人数を環境に応じて制限するなど、3 密にならないようにする。  
3 歳未満児、3 歳以上児を別々の日にする、クラスや年齢単位、短時間で行う等工夫する。または少人数での保育参加に変更する等各保育所の状況に合わせて実施する。
- ・修了児遠足・新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、公共交通機関を利用せず、近隣の公園などに変更する等検討していく。

## 7 その他の活動について

- ・合同保育は、可能な限り未満児クラス、以上児クラスを一緒にしない。
- ・お楽しみ会、集会等はホールに集まって行わず、少人数、クラス単位で行うなど工夫する。
- ・歌、リトミック等は互いが向き合わないようにし、換気をしたり、戸外で行ったりするなど工夫する。

## 8 通院時の公共交通機関の利用について

通院時、公共交通機関を利用する場合、可能であれば子どももマスクを着用し、公共交通機関利用後は手洗いをするなど感染予防に努める。地域で感染が流行っている場合は、タクシーを利用するなどの対応を行う。

## 9 保護者対応について

- ・保護者のマスク着用、入室時の手洗い又はアルコール消毒を依頼する。
- ・保護者に感染が疑われる場合や PCR 検査を受検する場合は、保育所に連絡してもらうことを再通知する。

## 10 職員の体調管理について

- ・発熱等については風邪症状が無くなり、1日平熱を維持する状態になるなど、完全に体調が回復してから出勤する。

## 11 外部関係者

- ・見学者・来所者に氏名、連絡先の記録、検温、手指消毒等を行ってもらう。見学の方法は、人数制限や時間短縮をした上で、廊下やベランダから中の様子を確認してもらう、保育室の写真を使い案内するなど工夫する。
- ・ボランティア、地域の方・参加者の体調や行動履歴の把握が困難なため今年度は受け入れない小学校や他園との交流も中止とする。
- ・搬入業者・物品の受け渡しは玄関などの限られた場所とし、施設内に立ち入る場合は、検温、手指消毒又は手洗いをしてもらい発熱が認められた場合は立ち入りを断る。

活動や行事の取り扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況により変更の可能性もあります。